

令和元年9月吉日

お客さま各位

越前信用金庫

キャッシュカードによるATM支払限度額の変更について

日頃は、越前信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では、高齢者を対象とする振込詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺防止策としてキャッシュカードのATM振込制限を平成29年2月15日から実施しております。

このたび令和元年9月20日（金）からお引出しに関しましても同様に制限をさせていただきますこととなりました。

お客さまにおかれましては、ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

取扱開始日	令和元年9月20日（金）
対象となるお客さま	<u>「過去3年間」、ATMでのキャッシュカードによるお引出しのお取扱いがない満70歳以上の個人のお客さま方</u>
制限内容	<u>ATMにおける出金限度額を「1日10万円」までとさせていただきます。</u>

※ATM出金制限の解除を希望されるお客さまは、①ご本人さま確認書類（運転免許書等）②お届け印鑑③キャッシュカード④通帳 をお持ちのうえ当金庫窓口にお問い合わせください。

以上

越前信用金庫

令和元年9月20日より

特殊詐欺被害防止

一部利用制限開始

対象となる方

※過去3年間、ATMでキャッシュカードによるお引き出しの
取り扱いがない満70歳以上の個人のお客さま

1日の支払限度額

10万円まで



◆制限の内容

対象となるお客さまにつきましては、キャッシュカードによる1日の現金お引き出し限度額を「10万円」とさせていただきます。(預け入れや、窓口での払い出しは従来どおりです。)

◆開始時期

令和元年9月20日(金)より

※当金庫では、多発する特殊詐欺の被害防止の為、キャッシュカードによるお引き出し限度額の引き下げを実施させていただきます。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※対象となるお客さまで、支払い限度額以上のお引き出しを希望される方は、お取り引き店舗までお問い合わせください。